



2020年5月20日

各 位



会 社 名 ぷらっとホーム株式会社
代表取締役社長 鈴木 友 康
(コード番号 6836 東証第二部)
問 合 せ 先 管理本部長 福留 正邦
(TEL 03-5213-4376)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月24日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1.～2. (条文省略) (新 設) 3.～13. (条文省略) (新 設) 第32条～第42条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～2. (現行どおり) <u>3. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング。</u> 4.～14. (現行どおり) (補欠監査役) 第32条 <u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ② <u>補欠監査役員の選任決議の定足数は、前条第2項の規定を準用する。</u> ③ <u>補欠監査役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第33条～第43条 (現行どおり)

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月24日
定款変更の効力発生日	2020年6月24日

以上